

平成21年9月8日（火）

（午後2時10分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

順番11、6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）始めさせていただきたいと思います。

最近とんと議論に上がらなくなりました定額給付金のことであります。全国、全家庭にほぼ完全に給付され終わったことでありましょう。頃はよし、遅れに遅れさせた解散総選挙に打って出たことであります。結果はご存じのとおりであります。我が国民はくれるものはもらう、貴重な一票はまやかし政策にはだまされないという実に実にたくましい、いつのまにかこういう世界に冠たる民主主義が育ってきていたことに驚かされます。我が議会からも意見書など贈っておけていたらと残念です。

ばらまき政策、世紀の愚策との批判の中、強行。直後のこの総選挙で当時野党のマニフェストをばらまきだとネガティブキャンペーン、政権与党のこの無節操さはどうでしょう。全くみっともない。その結果は開票するまでもありませんでした。かくて定額給付金は愚策を超えた大恥政策となりました。21世紀初頭になされた与党による大失態として、長く政治史に残すべき事例となりました。新与党にはこれを他山の石とされますように。

これより一般質問であります。

一つ目、広域ごみ処理場が稼働を始め、ごみ分別収集方法についても変更がなされました。市の考え方がリーズナブルと思えぬものもあり、市内各所で混乱が生じており、質問

は市民の疑問を勘案したものとしてなしたいと思っております。以下のとおりであります。

1、新ごみ焼却場の能力は1日101t、広域全体では75t、その能力差についての考え方と各市町のごみ量はそれぞれいくらとされているのか。

2、広報はしもと5月号で可燃ごみの総重量は1万5,900tで、ごみ全体の65%となっている。事業系のごみの量とのその比率はどうなっているのか。また、家庭ごみのうち生ごみの量及びその比率はどうなっているのか。

3、大阪市の1人1日当たりのごみの量は1,700g、事業系などを除くと701gとなっており、政令指定都市の中では少ない。橋本市の1人1日当たりのごみの量はいかほどか。事業系を除いた統計は出ているのか。

4、市民はプラスチックごみを分別し、袋に入れて出している。そのまま市が金を出して業者に引き渡しているのか。プラスチックごみの選別のための機械は導入されていないのか。引き取り業者の便宜のために市民が協力しているというだけではないのか。

5、ごみ収集日当日は朝8時までに集積所に出せとの当局よりの指示がある。この指定時刻の根拠を伺いたい。収集車は朝何時に収集作業に出るのか。収集ルートはほぼ決まっていることであろうし、全市8時という指定は無謀に近い。午後2時、3時に至って未収集のところもある。ごみなど家の前に置かれて気持ちの良いはずもない。ただ地区ごとに時間を決めてしまうのもいろいろの混乱も予想される感がある。市はこの状況をいかにとらえているのか。

6、可燃ごみの収集が週1回になった地区では、指定の袋にたまっていく生ごみの臭気

などに恐怖を覚えるとのこと、また分別イコール減量化に努めている多数の人は、その結果大してごみが減っていないと感じている。要するに2回分を1回に集約して出しているだけ、その増えたごみ量を高齢者が指定場所まで運ぶのは酷との評もある。指定場所まで運ぶためのごみ台車の補助、もしくは元通りに週2回にするかの選択はないか。

7、生ごみ処理機について。とても良い。臭気もなく新しい生ごみを投入する際、むしろ香ばしい匂いがして快適だとする人もいる。この処理機に補助を求めた購入は何台か。しかし市街地でこの処理機でできた堆肥の処分場所がない、堆肥の品質はいかほどのもので、大量に発生してきた場合の回収処分方法等のシミュレーションは持っているのか。

8、コンテナで収集するごみについて。高野口地区については一気にさま変わりしてしまっ、各所で混乱状態である。コンテナに指定されたもの以外は収集されないで残されていく。1カ月後の収集日までそのままが原則とか。1カ月間そのコンテナは分別など無視の地区のごみ箱になっている。どうするつもりか。

9、ごみ袋1枚15円が50円に値上げになり、市は9,000万円の増収になるとのポスターが市内各所に張られている。9,000万円の増収というのは事実か。

10、新しい焼却場ができた。分別収集も確立されてきた。その結果として旧の焼却場2場のランニングコストとの比較シミュレーションを聞きたい。

11、結局、新焼却場ができて橋本市民にもたらした利益は何か。特に高野口地区住民にはわずらわしさは旧に倍するわ、値上げは3倍だわ、これで市民の行政に対する理解は得られると思うか。

大きな2番、お酌禁止令についてでありま

す。

本年6月6日に朝日新聞は以下のように伝えました。すなわち、他人へのお酌を禁ずる。長野県板倉敏和副知事の音頭で、県職員らの宴会が手酌酒にさま変わり。お酌を無理強いと感じる若手、女性は少なくなく、気を遣わなくて済む、自分のペースで飲み、酒を残さなくなったと歓迎され、全国的に浸透しつつある。さらに続けて、お酌禁止令のきっかけは、長野県内の蔵元が3月、県庁に日本酒のPRの要請に訪れたときの一言だった。県内の日本酒の生産量は97年度は1万8,000kℓだったが、06年度は9,800kℓまで落ち込んだ。行政の間ではこうした現状が話題になる、県酒造組合会員の若手で作る若葉会副会長の井出太さんが、最近はお酌を嫌う若者も多いと発言した。これが、かねてお酌文化に疑問を抱いていた板倉副知事の耳に入った。元総務官僚で在豪日本大使館に勤務経験もある板倉副知事は、お酌の習慣は欧米にはない、いやいや飲まされるという日本酒のイメージをなくすにもお酌は要らないと改めて感じた。早速年度がわりの県幹部の冒頭あいさつでお酌禁止を宣言、その後もあいさつを頼まれれば必ず手酌で自分のペースで飲みましょうと呼びかける。職員からは好評だ。県秘書課の女性職員は、つぎに回らなければという気負いやあけなくてはというプレッシャーがなくなった。男性幹部は、宴会後お猪口やコップに残っている酒が減ったと語る。

酒文化研究所の狩野拓也社長は、日本には客に対して多くの食事や酒を振る舞うのが礼儀という文化があった。お酌は正しく機能すればもてなしや気配りの現れとして本来有用であるはずだ。ただ、パワハラまがいになりかねないという弊害があるのも事実、県庁などの上下関係がはっきりしている公的などで立場の上の人がお酌禁止を言うと、酒に

弱い人や若い人が宴会に行きやすくなり、良いことだと思うと話す。

階級社会と言われる警察はどうか。長野県警本部で課長を務める50代の男性警視によると、県警内の宴会で手酌にしようという話は出ていないという。若手と飲みに行く機会は多いというこの警視は、手酌で自分のペースで飲むほうが若手も気軽に上司と飲みに行けるのではないかと。上司もつがれ過ぎて次の日に頭が痛いなんてことが減るかも。警察は階級社会だがお酌なしを取り入れることはできるでしょうと好意的に受けとめていたと、記事は以上であります。

私個人的には、アルコールが体に合わないゆえに、お酌に回ると返杯が怖い。お酌に来られて断るのはせつかく来てくれたのに申しわけないという思いがとてつらい。しかし宴会、お酌というコミュニケーションの場においてのお酌は、日本の醇風美俗だといえなくもない。この習慣に対して私も異を唱えるつもりはありません。市長の見解を聞きたいと思います。せめて庁内だけの宴会は長野県庁のごとくにするつもりはありませんか。

以上、1回目の質問であります。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）お酌禁止令についてのご質問にお答えします。市長の見解は後にしていただきたいと思います。

現在、市の職員が仕事のつき合いで参加する宴会などは、以前に比べ激減しています。したがって、お酌をしながら酒を飲む機会というのが減ってきているのが実情です。

また、酒類の多様化で個別にジョッキで飲むビール、酎ハイ等の嗜好が増えており、お酌の無理強いは影をひそめていると考えてい

ますが、議員ご指摘の点については、気持ちよくお酒を楽しむという観点からも、今後機会をとらえてお酌の無理強いに対する注意喚起をしていきたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）広域ごみ処理場移行に伴うご質問についてお答えをいたします。

まずはじめに、広域ごみ処理場における可燃ごみの持ち込み量と焼却施設の処理能力差のおただしですが、広域ごみ処理場の処理能力の決定につきましては、関係市町から持ち込まれるごみ量予測より決められているところです。焼却施設の処理能力は、議員ご指摘のとおり1日当たり101tであり、持ち込み予測量は全体で年間2万7,138t、1日当たり74.7tとしています。この差につきましては、処理施設の補修整備期間など焼却停止期間が必要となることから、年間の稼働日数を280日、調整稼働率を96%、これは旧の厚生省の通知によるところであります。そういうこととしているところです。

したがいまして、1日当たり74.4tを処理するためには、処理能力が1日当たり101t必要ということになります。

また、平成21年度の各市町から持ち込み予定の可燃ごみ量は、広域ごみ処理基本計画によりますと、橋本市で年間1万5,212t、日量41.7tになります。かつらぎ町で年間2,795t、日量7.7t、九度山町で年間716t、日量2t、高野町で年間1,917t、日量5.3tとなっております。ほかに焼却処理する廃棄物としまして、破碎選別残渣年4,233t、これは1日当たり11.6tになります。高野町の公共下水汚泥、年157t、1日当たり0.4t、環境管理センターのし尿汚泥、年間1,590t、1日当たり4.4tになります。それから、旧高野口町

の繊維くず、年間434 t、これは1日当たり1.2 tという計画をしております。

次に、広報はしもと5月号で掲載しました平成19年度の可燃ごみの処理重量1万5,910 tのうち、事業系ごみ量とその比率のおただしであります。平成19年度における事業系可燃ごみは3,981 t、全体から見た比率は25.0%となっております。なお、平成20年度におきましては4,183 t、全体では1万5,923 tですので、26.3%と若干割合が増えております。なお、可燃ごみの中の生ごみの量及び比率につきましては、把握は困難ですが、一般的には約30%から40%あると聞いております。

次に、橋本市における市民1人1人当たりのごみ量ですが、平成19年度では974 g、事業系を除いたごみ量では816 gとなっております。また、平成20年度では982 g、事業系を除いたごみ量では803 gとなっております。

次に、プラスチックごみ処理のおただしですが、広域ごみ処理施設移行に伴い、8月よりその他プラ製容器包装の区分として、いわゆるプラマークのついているプラスチックごみの分別収集を実施しています。

市民のご協力を得まして分別されたその他プラ製容器包装は、広域ごみ処理場のリサイクルセンター内において不適正物の手選別工程を経て圧縮梱包を行い、国の定めた指定法人であります財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定保管施設まで運搬することになります。指定保管施設に集められたその他プラ製容器包装は、再商品化事業者、いわゆるリサイクル事業者におきまして新たなプラスチック製品や油化商品などに生まれ変わる仕組みとなっております。

この再商品化には、平成21年度におきましてトン当たり6万5,700円という多額の費用が予定されておりますが、容器の製造業者な

どが95%を負担し、残りの5%、トン当たり3,285円が市町村の負担となっております。

このことから、広域ごみ処理場で焼却処分や独自に民間処分を委託する場合と比べ、安い経費で処理できることから、循環型社会形成のため必要と考えております。

なお、移行後約1カ月を経過しましたが、このその他プラ製容器包装の分別につきましては、橋本市から搬入される中に不適正物が多く混入している状況があります。このため、回覧や広報はしもとを利用して啓発に努めてまいりますので、適正分別について議員各位におかれましてもお力添えのほどよろしくお願いしたいと思います。

次に、ごみの収集日当日はごみ集積所に朝8時までに出していただく旨お願いしている件ですが、市が収集を行っている環境美化センターの始業時間が8時からとなっており、これに伴いまして委託業者の収集開始時間も8時から開始と指定し、委託しております。また、広域ごみ処理場の受け入れ時間も午前8時から午後4時までとなっております。

広域ごみ処理場への移行にあたり、ごみ収集は1日かけて行うことを前提に、新分別の収集体制及び各地区の収集ルートの見直しを行い決定をしたところでありまして、収集時間に早い地域や遅い地域と時間差が出てくるのはいたし方がないものと考えております。市民の皆さん方の希望どおりの時間に収集できれば良いのですが、それには今以上の費用がかかってくるのは明白でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。新体制での収集がスタートして1カ月ですので、もう少し時間をかけないと各地区の収集時間も落ちついてきません。橋本市のごみ収集は1日かけての収集を行っていることをご理解いただき、ご協力のほどをお願いいたします。

次に、可燃ごみの収集回数のおただしです

が、現在橋本市衛生自治会のご協力を得まして、各地区でごみの減量に取り組んでいただいております。特に生ごみの減量及び堆肥化に取り組んでいただいている区民の皆さまのご協力には感謝をしているところです。

その結果、10月実施予定の3地区を含めまして、全市域106地区の60.4%に当たる64地区で可燃ごみ収集を週2回のところ週1回にさせていただいております。

議員ご指摘の分別イコール減量化に努めている多数の人は大してごみが減っていないと感じているとのことですが、実施いただいている地区の減量結果の一例をご紹介しますと、実施前1人1日当たり604gの可燃ごみが、実施10カ月後1人1日当たり25%減の453gに減量されました。同じく1年6カ月後には1人1日当たり36.6%減の383gに減量されているところでもあります。また、同様にほかの地区でも436gが1年後には52.7%減の206gも減量されるというように、地域を挙げて取り組んでいただいている例もありまして、確実にその減量効果が出ていると把握しております。

ごみの減量につきましては、市民の皆さまのご理解とご協力なくしては実現できないものでありますので、今後とも広報や減量化講習会等の剃髪活動を継続して実施しまして、さらなるごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

なお、生ごみの減量化による可燃ごみの減量が進むにつれ、ごみ袋の重さも軽くなりますので、その点についてもご理解とご協力をお願いいたします。

次に、生ごみ処理機についてのおたただしですが、生ごみ処理機購入補助台数は、平成12年度に旧の橋本市、平成13年度に旧の高野口町にも補助制度ができて、以来今年度6月末までに1,889台の補助を行っております。

処理物の処理についてですが、各家庭で堆肥として使用していただき、使い切れない分につきましては、現在各地区公民館及び市役所生活環境課に回収容器を置いておりますので、ご足労ですがご持参いただければ市のほうで花と緑のリサイクル事業の花の堆肥として使用させていただいております。それでもなお余った堆肥は、花と緑のリサイクル事業補助金の要綱を整備しつつして、各区、各自治会単位で道路沿いの花壇等に活用いただき、花いっぱいのみちづくりにご協力いただければ、1地区上限5万円の補助制度を設けたところでありまして、9月補正で予算計上させていただいておりますのでご理解願いますとともに、区長理事会等を通じまして広報に努めてまいります。また、処理物の堆肥としての成分は、油かす程度の肥料効果がある有機堆肥として使用できますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コンテナ収集についてのおたただしですが、高野口地区だけでなく橋本市全域で新分別による収集の実施が始まりました。

5種類からなるコンテナ収集は、市内全域で混乱が起きていると思われませんが、中でも高野口地区におきましては、以前よりコンテナによる収集が行われていた経過があり、新分別による名称変更や排出日が変わったこともあり、特に混乱が生じていると思われしますので、今後は市民に対して新分別方法を再度理解していただき、正しく排出していただくように啓発に力を注いでまいりたいと考えております。

また、コンテナに新分別に対応できない排出物が多量に混入されていた場合は、コンテナごと集積場所に残しております。その理由は、正しく分別されていないごみは収集しても処理できないことと、広域処理場に搬入できないことからであります。分別していただ

くことを再認識していただくために、1週間から2週間集積場所に残しまして、当該地区の区長さん方にも状況を見ていただき、今後の啓発に生かすよう協議した上で、その後は回収を行い、市のほうで分別を行い処理をしております。今後も分別されていないごみにつきましては、収集できないごみとして啓発の張り紙を行い、残させていただきたいと考えております。

まだ新分別になり1カ月余りです。半年以上の時間がかかると思いますが、根気よく啓発に努め、改善してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、ごみ袋の販売価格改正による増収のおただしについてですが、このごみ袋の販売価格改正につきましては、ごみの減量と適正分別の推進などのため、ごみ処理の有料化を図ったものですが、さきの3月議会総務委員会でもお答えしたとおり、料金改正における販売卸価格から製造原価、販売手数料を差し引いた収益は約9,000万円となりますが、議員もご存じのようにごみ減量に取り組んでいただいている世帯の負担増にならないよう、また価格変動の緩和措置として、平成21年度におきましては新可燃ごみ指定袋の一定枚数無料支給を実施したところですが、これにより、平成21年度における収益につきましては、一定枚数無料支給に要する経費約4,350万円を差し引きますと約4,650万円の増収となります。この収益につきましては、ごみ減量の施策に利用するなど、市民に還元していきたいと考えております。

次に、広域ごみ処理場と旧橋本市の焼却処理場のランニングコストの比較のおただしについてですが、同じ条件での比較はできませんが、旧クリーンセンターの平成20年度決算ベースにおけるごみ処理経費と、広域組合から示されている処分に係るランニングコスト

及び橋本市の収集運搬及び処分に係る21年度の予算ベースの比較によりお答えをさせていただきます。

まず、平成20年度決算での収集、運搬、処分に要した費用は7億651万6,000円、1kg当たり約33円、これは集団回収分を除く平成20年度ごみ総量2,172万2,783kgに要する経費となっております。

一方、平成21年度の本市収集運搬及び処分に係る経費は、7月までの処分を含みますが、予算ベースで約6億1,100万円、広域処理場での処分費用に相当する平成21年度管理運営賦課金は約3億4,200万円、合計約9億5,300万円、1kg当たり約44円、これは平成20年度ごみ総量2,172万2,783kgとした場合、44円となっております。

最後に、新焼却場ができたことによる橋本市にもたらされた利益は何かのおただしですが、橋本周辺広域ごみ処理場は、全国的にダイオキシン対策が社会問題となりまして、また焼却施設の老朽化解消のため、旧厚生省のごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインが示され、国の補助を受けて新しく焼却施設をつくる場合は焼却炉の24時間稼働、1日100t以上で処理することが望ましいとされまして、1市3町での広域的な処理を行うことになりました。

このため、1市3町で違いがあった分別区分や処分方法が統一されたことから、今までの分別方法、排出方法が変更になりまして、市民の皆さまには一部混乱をもたらしているところではありますが、広域ごみ処理場が無事稼働できたことによりまして、今後長期にわたり安心・安全のごみ処理の確保ができたものと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君、再質問ありますか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）たくさん回答いただきまして、数字の部分はちょっと、私の頭の中もごちゃごちゃになっているので。

結局、能力は101tあるということなんですけれども、これでごみが足りなくなるというようなことはないんですか。万一足りなくなったというようなときのシミュレーションはできているのでしょうか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）広域ごみの処理場の関係になるんですが、先ほども演壇でご答弁申し上げましたように、その処理場は1年稼働となっておりますが、実質的には280日稼働という格好で計算しておりますので、ごみは日曜日を除く毎日持ち込んでおられますので、足らなくなるということはないというふうに聞いております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）ちょっと分別についてお伺いしたいんですけれども、全部同じような分別ですか、広域は。分別方法になっているんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）広域を構成しております橋本市以下3町とも同じ分別形態でそろえてやっております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）コンテナで収集するごみについて、8番なんですけれども、これについての質問というより、職員の対応がちょっと不満だったという方に、答弁は要らないんですけれども、残されているということで電話したら、私ところはそのあたりの地理に不案内です所以说われてすぐ切ってしまったというんですよ。そのことに大変憤慨されていたことでもありますので、ちょっと覚えておいていただきたいと思います。

それで、集団回収にゆだねられてお金が戻ってくるごみありますね。質問にはないんですけれども、その他回収していったごみの中でお金になるような、合わせてどれぐらいの収入になっているのか、今持たれていたら教えてほしいんですけれども。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）集団回収、まず二通りあるんですけれども、各地区ごとに各地区あるいは自治会等で取り組んでおられる集団回収につきましては、橋本地区と旧の高野口地区を集めまして、これはあくまでも20年度の決算ベースですけれども、合わせて各地区へ業者のほうからお支払いいただいているのが2,087万3,115円、それから市のほうからキロ当たり3円での集団回収の奨励補助を出しておりますので、その金額が876万3,936円、合わせて市内の各地区に合計2,963万7,051円のお金が出ております。

それから、旧の橋本市のクリーンセンター、あるいは高野口クリーンセンターで、その他の手数料として不用品の売却収益が、橋本クリーンセンター、高野口クリーンセンターを合わせ、それから市民からの持ち込みごみの手数料をいただいておりますので、それらを合わせ、また指定ごみ袋の売払収入も合算しますと、先ほど申しました不用品の売却収入と市民からの持ち込みごみの投入手数料、それから指定ごみ袋の売払収入を合わせますと9,017万5,749円の収益がございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）橋本市に入ってくる金額がどれだけか聞きたかったんですけれども、9,017万円ということではないんですね。それは違いますね。わかります、出ます。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）市の収益は先ほど

申しました9,017万円ですけれども、そこからまた支出というのは別にありますので、ごみの袋をつくってもら分だとか、先ほど申しました地区のほうへ奨励金として870万円余り出ていたかというのは、歳出は別にして収入だけでいきますと9,000万円余りという数字です。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）エコロジーとエコノミーと勘違いされている部分があると思うんですけれども、私もそんなところがあるんですけれども、これぐらいの労力に対して、もちろんもうけといたらおかしいですけれども、資源回収のためには、リサイクルのためにはそれぐらいの必要があると思うんですけれども、保管場所とか容器とかそういったものに対する広大な施設、設備投資も必要で、これが果たしてエコノミーに、エコロジーのためにエコロジーになるのかという気は今しているんです。しかし、協力はしていかないかという気持ちはあるんですよ。だから、エコロジーはアンチエコノミーであるという考えも持たなあかんと思っています。

それで、分別収集に協力する相当な労力だと思います。皆さんの労力というのは。それと週1回の収集、そういうものにも協力すると。住民のこの協力に対して、行政はごみ袋の値上げでこたえてきたという考えの方もおられるわけですね。そここのところに対して、市の方、副市長あたり何か一言ないでしょうか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）橋本市といたしましては、資源は無尽蔵にはないというところで、国あるいは世界的な考え方の中でリサイクルに取り組んでいるというところですので、それらの取り組みにつきましては、十分市民の方にもご理解をいただきながら資源の回収に

ご協力いただいていると思います。

それと、ごみ袋の今回の値上げ部分につきましては、あくまでも一定の、全体的な考え方の中で、焼却施設につきまして非常に経費もかかりますし、資源の減量化にもご協力いただければその分負担も少なくなっていくということで、リサイクル部分につきましては金額的に据え置いた形で、めり張りをつけて取り組んでおりますので、今後も市民の皆さま方に十分ご理解いただけるようご説明もさせていただきたいなど、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）一つ目の質問を終わりたいと思います。

お酌禁止令についてですけれども、私は飲めないから酒をついで回っている人を見たらうらやましいんですよ、実際のところ。しかし、それらがあんまり、ちょっと卑屈じゃないかなと見えるような人もいるわけですね。私がつぎに行ったら絶対にそうなると思う。そこで市長のご答弁もいただきたいと思うんですけども、市長は見ていたらほんまにうらやましいと思うんですよ。今ここにも、まあおまはんも一杯いかいよというような声が聞こえてきそうなんですけれども。ちょっと考える時間がありましたので、市長、そのあたりについてご答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）清水議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

私も少々程度、少したしなむ程度であります。清水議員は顔を見ますと相当飲まれるような顔でございます。あまり一緒に飲んだことないですな。（「よくありますよ、会合で」と呼ぶ者あり）会合でな。これはやはり無理

強いというのか、そういうことはやっぱり慎んでおられるんですけれども、ただ夏の暑いときにビールを飲むでしょう。そうしたら我がでついで飲むというのはちょっと飲みにくい部分が事実として、それでそこに残ってましたら、はたの人が気を遣ってついでくれたらまた飲むわけですな。そんなようなことで、ただこれは昔の橋本の旧市の議会では我がめらも経費を持ち出したりしながら決算とか、議会が終わったら毎回やっとなですよ。これは飲む人、飲めない人もありますけれども、やっぱり意思の疎通というんか、そういう面で非常に意義があったなと思うんです。この頃はなかなかそういう機会が少ないわけではありますが。私はどないせいとも、無理に飲んでもらわなくても、しかし非常に、商工会館なんかでも宴会がよくございますけれども、私は家が近いものですから最後まで残っておって、みんなの点検をずっとするんですね。そうしますと、もったいないですな。私は一升瓶あけて持って帰りたいなというぐらいの、本当にその辺の消費の拡大の面はあるでしょうけれども、経済的な面でやはりロスがあるんじゃないかなということでございまして、お酒とは別ですけども、食事なんかも相当、もったいないほど残すわけでございますけれども、今度私も皆さんと相談して、イノシシ牧場でもつくってそこへそれらを毎朝引き取って、そしてイノシシを飼うということ、これもいろいろ研究しとるんです。それはお酒とは別ですけども、やはり経済的な面もあるので、そこいそこいうまく、そしてお酒で意思の疎通というんですか、していくことも非常にいいと思うんですが、無理強いは慎むべきだと思っております。

これからもうまいこと有効にお酒をたしなめるようにしていただけたらと思います。

○議長(中西峰雄君) これをもって、6番 清

水君の一般質問は終わりました。

この際、3時05分まで休憩いたします。

(午後2時55分 休憩)